



事業者などが経営に失敗して破産した際、弁護士が管財人となって事後処理を担います。

破産者はすべてを包み隠さず管財人（弁護士）に開示し、いわば身を委ねるのが普通でしょう。

ご依頼内容

ネット通販業を個人で自営していたAは、商標法違反（にせブランド品の販売）で検挙され、破産した。その混乱の中、どうやら保有していた在庫商品の一部をどこかへ運び出し、Aの配偶者が営む別の通販サイトで売っている模様である。つまりAは、資産（商品）を隠蔽して、破産管財人となった弁護士ならびに債権者をだましている状況にある。

自宅マンションからAまたは配偶者を尾行し、商品の隠し場所（トランクルーム等のレンタル倉庫と思われる）を突き止めたい。併せて、本来は管財対象たるべき物品について、配偶者が運営する別の通販サイト上で商品に流用されているか否かを現物確認したい。については配偶者の通販サイトにて、一般客を装って指定商品を購入し、入手して欲しい。

調査結果

Aと配偶者が住むマンモスマンションはオートロック。事前に入念な下見を実施し、マンション敷地外から住戸ドアが直視できる唯一の監視ポイントを発見した。実施日の早朝に配偶者のサイトにて指定商品を発注した上で、張り込みを開始した。

午前10時、マンション正面エントランス前にトラックが停まった。宅配ドライバーがマンションに入館してA宅を訪問し、商品らしき梱包物を集荷して去った。その後、Aも配偶者も外出せず、管財物品の多くは自宅に隠し置かれているものと判断された。

翌日、購入した商品が宅配便で届き、その物品と配送伝票、未開封の状態撮影した写真や販売者とのやりとり（取引画面のスクリーンショット等）と共に、ご依頼主である弁護士へ提出した。

入念な準備を経て
無駄のない調査

対象者に悟られる
ことなく目的達成

証拠写真・画像つきの
レポート提出

所要費用、料金体系など詳細はお問い合わせ下さい。